

独立行政法人国立女性教育会館（NWE C）及び男女共同参画センター
の機能強化に関するワーキング・グループの運営について(案)

令和4年12月27日
座 長 決 定

「計画実行・監視専門調査会運営規則」（令和3年5月12日計画実行・監視専門調査会決定）に準ずるほか、ワーキング・グループの運営について、以下のとおり定める。

- 1 ワーキング・グループは、原則としてオンラインで開催する。
- 2 ワーキング・グループの終了後速やかに、配布資料を公表する。

また、議事録を作成し、発言者に確認の上、公表する。

- 3 必要に応じ、外部有識者や関係機関に出席を求めることができる。